

議案第89号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する自動車税課税免除に係る誤教示による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年3月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 和解の相手方

2 和解の要旨

県は、損害賠償金10,500円を支払うものとする。

3 和解の理由

平成17年2月15日、鳥取県西部県税事務所において、自動車税に係る課税免除の相談に訪れた和解の相手方に対して、鳥取県西部総合事務所所属の職員が課税免除の対象となる要件を誤って教示した。

これにより、結果的に名義変更を行った相手方に対し、不要な名義変更の費用を生じさせたことから、損害賠償の請求について和解しようとするものである。